

## 第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例の改定内容

#### (1) 諸手当

##### ア 管理職手当について

管理職手当の月額、職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内の額で人事委員会規則で定める額とすること。

##### イ 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に扶養親族でない配偶者がある場合又は職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,000円とすること。

### 2 改定の実施時期

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。

### 3 経過措置

この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。